

# 長浜市鳥獣害防止対策事業補助金 申請の手引き

対象事業	防護柵整備事業
	防護柵修繕事業
	野生獣捕獲檻整備事業
当補助金の活用には、 「長浜市補助金等交付規則」及び 「長浜市鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱」 の2種類の様式を用います。	

- 【ステップ1】 事前協議
- 【ステップ2】 交付申請
- 【ステップ3】 変更交付申請
- 【ステップ4】 実績報告
- 【ステップ5】 補助金請求



長浜市 産業観光部  
農業振興課 鳥獣害対策室

■長浜市鳥獣害防止対策事業補助金

対象事業

A. 防護柵整備事業

【ステップ1】事前協議

※ 防護柵修繕事業及び野生獣捕獲檻整備事業の場合は【ステップ2】へ

- ✚ 必ず事業開始前に事前協議書を提出してください。
- ✚ 交付申請期限（11月末）までに集落環境点検（現地確認）を実施する必要があります。集落環境点検は、11月上旬までを目途に実施してください。

	提出書類	確認欄
自治会	事前協議書（要綱：様式第1号）	
	事業実施予定箇所の位置図	
	事業実施予定箇所の写真	



自治会 長浜市	集落環境点検の実施 （自治会・長浜市・滋賀県・農業委員会・農協ほか合同で実施） 集落内や里山を巡回し、野生獣の出没状況、農作物の被害状況などを確認し、その対策を検討します。
------------	--



長浜市	事前協議回答書（要綱：様式第2号）発送
-----	---------------------

【ステップ1】注意事項

- ✚ 事業実施について自治会内で合意形成してください。
- ✚ 防護柵整備予定地の地権者の承諾を得てください。
- ✚ 道路占用申請など必要な手続きをとってください。
- ✚ 補助金は事業完了後の実績払いとなります。事業にかかる費用を確保してください。

■長浜市鳥獣害防止対策事業補助金

対象事業
------

- A. 防護柵整備事業
- B. 防護柵修繕事業
- C. 野生獣捕獲檻整備事業

## 【ステップ2】 交付申請

✚ 交付申請期限

事業名	交付申請期限
A. 防護柵整備事業	1 1 月末
B. 防護柵修繕事業	1 1 月末
C. 野生獣捕獲檻整備事業	1 月末

✚ 必ず事業着手前に申請を行ってください

	提出書類	確認欄
自治会	交付申請書（規則：様式第1号）	
	事業計画書（要綱：様式第3号）	
	見積書の写し（内訳がわかるもの）	
	位置図（整備予定図）	
	事業実施前の写真（遠景・近景）	
	事前協議回答書の写し（A事業の場合）	



長浜市	交付決定通知書（規則：様式第2号）発送
-----	---------------------



自治会	事業着手
-----	------

## 【ステップ2】 注意事項

- ✚ 補助対象資材および物品の購入は、交付決定通知書の到着後におこなってください。
- ✚ 各事業の実施にあたっては、1 2 月末までに完了するよう事業計画を立ててください。

■長浜市鳥獣害防止対策事業補助金

対象事業

- A. 防護柵整備事業
- B. 防護柵修繕事業
- C. 野生獣捕獲檻整備事業

**【ステップ3】 変更交付申請**

※ 事業内容に変更のない場合は【ステップ4】へ

- ✚ 交付決定後、事業の拡大（整備箇所の変更、延長の変更、資材の追加購入）、または事業の縮小をする場合、その都度、必ず事前に申請してください。

	提出書類	確認欄
自治会	変更申請書（要綱：様式第4号）	
	見積書（資材経費が変更する場合）	
	整備図面（整備計画を変更する場合）	



長浜市	変更承認書（要綱：様式第5号）発送
-----	-------------------

**【ステップ3】 注意事項**

- ✚ 見積書の有効期限は切れていませんか。
- ✚ 補助対象資材および物品の購入は、変更承認書の到着後です。
- ✚ 変更申請がないまま実績報告で事業費の増額を申請された場合、増額分の事業費は補助金算定に算入しません。

■長浜市鳥獣害防止対策事業補助金

対象事業
------

- A. 防護柵整備事業
- B. 防護柵修繕事業
- C. 野生獣捕獲檻整備事業

## 【ステップ4】実績報告

自治会	事業完了（概ね12月末までを目途に完了）
-----	----------------------



✚ 実績報告期限

事業名	実績報告期限
防護柵整備事業	2月末
防護柵修繕事業	
野生獣捕獲檻整備事業	

✚ 実績報告期限前であっても、事業完了後、すみやかに提出してください。

	提出書類	確認欄
自治会	実績報告書（規則：様式第3号）	
	事業報告書（要綱：様式第3号）	
	領収書の写し（領収書書式中に購入物品の明細が記載されていない場合は、明細の記載された請求書を添付）	
	位置図（整備完了図）	
	事業実施後の写真（遠景・近景）	



長浜市	確定通知書（規則：様式第4号）発送
-----	-------------------

## 【ステップ4】注意事項

- ✚ 領収書に発行元の領収印が押されていますか。
- ✚ 領収書に記載の領収日は交付決定（または変更承認）以降の日付ですか。

■長浜市鳥獣害防止対策事業補助金

対象事業

- A. 防護柵整備事業
- B. 防護柵修繕事業
- C. 野生獣捕獲檻整備事業

【ステップ5】補助金請求

自治会	確定通知書（規則：様式第4号）の收受
-----	--------------------



自治会	交付請求書（規則：様式第5号）提出
-----	-------------------

	提出書類	確認欄
自治会	交付請求書（規則：様式第5号）	
	通帳の写し（口座名義等が記載されたページ）	
	口座振込払申出書	



長浜市	交付請求書を收受後、指定口座へ振込（原則8の付く日）。
-----	-----------------------------

【ステップ5】注意事項

- ✚ 交付請求書の日付は、補助金等確定通知書の日付以降ですか。
- ✚ 補助金の振込口座は、自治会組織（〇〇自治会、〇〇生産組合、〇〇改良組合等）名義のですか。個人名義の口座は指定できません。

この補助制度についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。

長浜市 産業観光部  
農業振興課 鳥獣害対策室  
TEL65-6522